

手続きについて（売りたい・貸したい方向け）

①空き家バンクへの登録申し込み

下記書類を記入の上、都市環境課窓口へご提出ください

- ・ 物件登録申込書（別記第1号様式） 各種様式は右記QRコード
- ・ 物件登録カード（別記第2号様式） よりダウンロードできます。



②物件調査

所有者立会のもと、町と協定を締結した協力事業者が現地で物件調査を行います。

③登録の決定

町空き家バンク及び全国空き家バンクへ物件情報の登録が決定次第、所有者へ通知を行います。

④交渉・契約

協力事業者の仲介のもと、希望者と交渉・契約を行います。

その際、所定の仲介手数料が発生いたします。

▶契約が成立した場合は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の範囲。

▶契約に至らなかった場合は、協力事業者に対し物件調査費用として1万円を限度とした費用。

詳しくは協力事業者へお問合せください。

※町は交渉・仲介へ一切関与いたしませんのでご了承ください。

このようなときは届出を

登録内容に変更があったとき⇒物件登録変更届出書（別記第6号様式）

登録を取消ししたいとき⇒物件登録取消依頼書（別記第9号様式）